

# 広島市こども療育センターに係る指定管理者候補者の選定について

広島市こども療育センターについて、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

### (1) 所在地

広島市こども療育センター 広島市東区光町二丁目15番55号

(分館) 広島市北部こども療育センター 広島市安佐北区可部南五丁目8番70号

(分館) 広島市西部こども療育センター 広島市佐伯区海老山南二丁目2番18号

ただし、広島市こども療育センターの建替え整備中における児童発達支援センター育成園及び山彦園の所在地は、広島市南区南蟹屋二丁目1番11号とする。

### (2) 設置目的

障害児等の早期発見に努めるとともに、障害児等に対し、早期治療、訓練、指導等を行うことにより、障害児等の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 2 選定（非公募）の概要

### (1) 指定管理者候補者名

社会福祉法人広島市社会福祉事業団（広島市東区光町二丁目15番55号）

### (2) 非公募理由

こども療育センターは、障害児等の早期発見に努めるとともに、障害児等に対し、早期治療、訓練、指導等を行うことにより、障害児等の福祉の増進を図る施設である。この設置目的に沿って管理を安定的に行っていくためには、医師をはじめ理学療法士、作業療法士、心理療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、保育士など多種多様な専門職員が相当数必要となる。

また、こども療育センターで行っている療育は、施設スタッフと施設を利用する障害児等やその家族との深い信頼関係を前提に成り立っている。

こうしたことから、医師等の多種多様な専門職員の確保が可能であり、施設利用者等との信頼関係を培ってきた現在の指定管理者である社会福祉法人広島市社会福祉事業団を非公募により指定管理者とする。

## 3 こども未来局指定管理者指定審議会委員

役職	職名	氏名
会長	こども未来局長	森川 伸江
副会長	こども未来局次長 (事) 保育指導課長	高山 豊司
委員	健康福祉局長	山本 直樹
委員	児童相談所長	清水 貴司
委員	こども未来調整課長	尾崎 徹

## 4 審査の概要

### (1) 審査の方式

こども未来局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。

審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

### (2) 評価基準

評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 事業の内容が、センターの設置目的を効果的に達成するものとなっているか。 ② 事業の実施について、こども療育センター及び分館相互の連携が効率的に図られるものとなっているか。 ③ 事業の実施について、関係機関や関係施設、家庭等との連携が効果的に図られるものとなっているか。 ④ 地域交流の促進について、具体的な取組みが計画されているか。 ⑤ 人材の育成（研修生やボランティアの受入れ等）について、具体的な取組みが計画されているか。 ⑥ 自己評価の実施について、具体的な取組みが計画されているか。 ⑦ 市民への情報提供について、具体的な取組みが計画されているか。

<p>【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】</p> <p>〔評価のポイント〕</p> <p>① 団体の経営は安定しているか。</p> <p>② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制は適正か。</p> <p>④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。</p> <p>⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。</p>
<p>【4 管理経費の縮減】</p> <p>提案額が上限額以下となっていること。</p>

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**社会福祉法人広島市社会福祉事業団**を指定管理者候補者として選定した。

申請者	社会福祉法人広島市社会福祉事業団
評価項目 1	適
評価項目 2	適
評価項目 3	適
評価項目 4	適
◎ 指定管理料上限額	118億3,834万5千円
◎ 指定管理料提案額	118億3,834万5千円

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

### <指定管理者候補者となった社会福祉法人広島市社会福祉事業団の取組状況>

確認項目		取組状況	備考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率(2.3%)】	達成(2.29%*)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得	無	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	—
		その他事業所等がある場合	—
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	—
2割以上で5割未満の場合		—	

※ 法定雇用障害者数は達成している。